ふじみ野市手数料条例新旧対照表

			7 2 7,7,11,7,7	字未例利 ID 对 照衣					
	改正案				現行				
別表(多	第2条、第5条、第8条関係)				別表(第2条、第5条、第8条関係)			
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額		項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
64	都市の低炭素化の促進に関する		次に掲げる額を合		64	都市の低炭素化の促進に関する		次に掲げる額を合	
	法律(平成24年法律第84号)第53条		計した額(第3号及			法律(平成24年法律第84号)第53条		計した額(第3号及	
	第1項の規定に基づく低炭素建築物		び第4号を除く。)			第1項の規定に基づく低炭素建築物		び第4号を除く。)	
	新築等計画の認定の申請に同法第5					新築等計画の認定の申請に同法第5			
	4条第1項各号に掲げる基準に適合					4条第1項各号に掲げる基準に適合			
	していることを示す書類又はこれ					していることを示す書類又はこれ			
	に類する書類として市長が別に定					に類する書類として市長が別に定			
	める書類が添付された場合に対す					める書類が添付された場合に対す			
	る審査					る審査			
	(1) 住宅用途を含む建築物の住					(1) 住宅用途を含む建築物の住			
	戸部分について次に掲げる区					戸部分について次に掲げる区			
	分に応じ、それぞれ次に定める					分に応じ、それぞれ次に定める			
	額					額			
	ア 一戸建ての住宅及び申請	1件につき	5,000円			ア 一戸建ての住宅及び申請	1件につき	5,000円	
	に係る一の建築物の住戸の					に係る一の建築物の住戸の			
	うち同時に申請された住戸					うち同時に申請された住戸			
	の数(以下アからオまでにお					の数(以下アからオまでにお			
	いて「申請住戸数」という。)					いて「申請住戸数」という。)			
	が1戸のもの					が1戸のもの			

イ 申請住戸数が1戸を超え5 1件につき	10,000円	イ 申請住戸数が1戸を超え5 1件につき	10,000円
戸以内のもの		戸以内のもの	
ウ 申請住戸数が5戸を超え101件につき	18,000円	ウ 申請住戸数が5戸を超え101件につき	18,000円
戸以内のもの		戸以内のもの	
エ 申請住戸数が10戸を超え21件につき	31,000円	エ 申請住戸数が10戸を超え21件につき	31,000円
5戸以内のもの		5戸以内のもの	
オ 申請住戸数が25戸を超え 1件につき	52,000円	オ 申請住戸数が25戸を超え 1件につき	52,000円
るのもの		るのもの	
(2) 住宅用途を含む建築物(住		(2) 住宅用途を含む建築物(住	
戸部分を除く。)及び非住宅建		戸部分を除く。)及び非住宅建	
築物について次に掲げる区分		築物について次に掲げる区分	
に応じ、それぞれ次に定める額		に応じ、それぞれ次に定める額	
ア 床面積(建築物のエネルギ1件につき	10,000円	ア 床面積(建築物のエネルギ1件につき	10,000円
ーの使用の効率性その他の		ーの使用の効率性その他の	
性能に関する建築物に係る		性能に関する建築物に係る	
エネルギーの使用の合理化		エネルギーの使用の合理化	
の一層の促進その他の建築		の一層の促進その他の建築	
物の低炭素化の促進のため		物の低炭素化の促進のため	
に誘導すべき基準(平成24年		に誘導すべき基準(平成24年	
経済産業省・国土交通省・環		経済産業省・国土交通省・環	
境省告示第119号。以下「誘		境省告示第119号。以下「誘	
導基準」という。)Iの第2		導基準」という。)Iの第2	
の2の2-3(2)ロの規定によ		の2の2-3(2)ロの規定によ	
り設計一次エネルギー消費		り設計一次エネルギー消費	
量を算定した建築物につい		量を算定した建築物につい	
ては、共同住宅の共用部分の		ては、共同住宅の共用部分の	

	床面積を除く。イにおいて同			床面積を除く。イにおいて同		[[
	じ。)の合計が300平方メート			じ。)の合計が300平方メート		
	ル以内のもの			ル以内のもの		
	<u>イ</u> 床面積の合計が300平方メ1	件につき <u>19,000円</u>		<u>イ</u> 床面積の合計が300平方メ14	牛につき	31,000円
	ートルを超え500平方メート			ートルを超え500平方メート		
	ル以内のもの			ル以内のもの		
	(3) 都市の低炭素化の促進に関1	件につき 前2号の手数料の金		(3) 都市の低炭素化の促進に関14	件につき	前2号の手数料の金
	する法律第55条第1項の規定に	額の欄に定める額		する法律第55条第1項の規定に		額の欄に定める額
	基づく低炭素建築物新築等計	にそれぞれ2分の1		基づく低炭素建築物新築等計		にそれぞれ2分の1
	画の変更の認定の申請に対す	を乗じて得た額		画の変更の認定の申請に対す		を乗じて得た額
	る審査(次号に規定する審査を			る審査(次号に規定する審査を		
	除く。)			除く。)		
	(4) 前3号に掲げる審査で都市 1	件につき 前3号の手数料の金		(4) 前3号に掲げる審査で都市 1個	牛につき	前3号の手数料の金
	の低炭素化の促進に関する法	額の欄に定める額		の低炭素化の促進に関する法		額の欄に定める額
	律第54条第2項の規定による申	に39の項の各号に		律第54条第2項の規定による申		に39の項の各号に
	出を伴う申請に対する審査	規定する手数料の		出を伴う申請に対する審査		規定する手数料の
		額を加算し、構造計				額を加算し、構造計
		算適合性判定を併				算適合性判定を併
		せて行う場合は、4				せて行う場合は、4
		0の項の各号に規定				0の項の各号に規定
		する手数料の額を				する手数料の額を
		更に加算した額				更に加算した額
65	都市の低炭素化の促進に関する	次に掲げる額を合	65	都市の低炭素化の促進に関する		次に掲げる額を合
	法律第53条第1項の規定に基づく低	計した額(第5号及		法律第53条第1項の規定に基づく低		計した額(第5号及
	炭素建築物新築等計画の認定の申	び第6号を除く。)		炭素建築物新築等計画の認定の申		び第6号を除く。)
	請(前項以外のもの)に対する審査			請(前項以外のもの)に対する審査		

(1) 住宅用途を含む建築物の住		(1) 住宅用途を含む建築物の住	
戸部分について次に掲げる区		戸部分について次に掲げる区	
分に応じ、それぞれ次に定める		分に応じ、それぞれ次に定める	
額		額	
ア 一戸建ての住宅及び申請 1件に	こつき 38,000円	ア 一戸建ての住宅及び申請 1件につき	38,000円
に係る一の建築物の住戸の		に係る一の建築物の住戸の	
うち同時に申請された住戸		うち同時に申請された住戸	
の数(イからオまでにおいて		の数(イからオまでにおいて	
「申請住戸数」という。)が1		「申請住戸数」という。)が1	
戸のもの		戸のもの	
イ 申請住戸数が1戸を超え5 1件に	こつき 66,000円	イ 申請住戸数が1戸を超え5 1件につき	66,000円
戸以内のもの		戸以内のもの	
ウ 申請住戸数が5戸を超え101件に	こつき 96,000円	ウ 申請住戸数が5戸を超え101件につき	96,000円
戸以内のもの		戸以内のもの	
エ 申請住戸数が10戸を超え21件に	こつき 140,000円	エ 申請住戸数が10戸を超え21件につき	140,000円
5戸以内のもの		5戸以内のもの	
オ 申請住戸数が25戸を超え 1件に	こつき 203,000円	オ 申請住戸数が25戸を超え 1件につき	203,000円
るもの		るもの	
(2) 共同住宅(誘導基準Ⅰの第21件に	こつき 111,000円	(2) 共同住宅(誘導基準 I の第21件につき	111,000円
の2の2-3(2)ロの規定により		の2の2-3(2)ロの規定により	
設計一次エネルギー消費量を		設計一次エネルギー消費量を	
算定した共同住宅を除く。)の		算定した共同住宅を除く。)の	
共用部分の床面積の合計が200		共用部分の床面積の合計が200	
平方メートル以内のもの		平方メートル以内のもの	
(3) 住宅用途を含む建築物の住		(3) 住宅用途を含む建築物の住	
宅用途以外の部分及び非住宅		宅用途以外の部分及び非住宅	

建築物(次号に掲げる場合を除			建築物(次号に掲げる場合を除		
く。)については、次に掲げる			く。)については、次に掲げる		
区分に応じ、それぞれ次に定め			区分に応じ、それぞれ次に定め		
る額			る額		
ア 床面積の合計が300平方メ14	件につき	250,000円	ア 床面積の合計が300平方メ	1件につき	250,000円
ートル以内のもの			ートル以内のもの		
イ 床面積の合計が300平方メ14	件につき	317,000円	イ 床面積の合計が300平方メ	1件につき	412,000円
ートルを超え500平方メート			ートルを超え500平方メート		
ル以内のもの			ル以内のもの		
(4) 住宅用途を含む建築物の住			(4) 住宅用途を含む建築物の住		
宅用途以外の部分及び非住宅			宅用途以外の部分及び非住宅		
建築物(市長が別に定める場合			建築物(市長が別に定める場合		
に限る。)については、次に掲			に限る。)については、次に掲		
げる区分に応じ、それぞれ次に			げる区分に応じ、それぞれ次に		
定める額			定める額		
ア 床面積の合計が300平方メ14	件につき	91,000円	ア 床面積の合計が300平方メ	1件につき	91,000円
ートル以内のもの			ートル以内のもの		
イ 床面積の合計が300平方メ14	件につき	118,000円	イ 床面積の合計が300平方メ	1件につき	158,000円
ートルを超え500平方メート			ートルを超え500平方メート		
ル以内のもの			ル以内のもの		
(5) 都市の低炭素化の促進に関14	件につき 前名	各号の手数料の	(5) 都市の低炭素化の促進に関	1件につき	前各号の手数料の
する法律第55条第1項の規定に	金智	預の欄に定める	する法律第55条第1項の規定に		金額の欄に定める
基づく低炭素建築物新築等計	額は	こそれぞれ2分の	基づく低炭素建築物新築等計		額にそれぞれ2分の
画の変更の認定の申請に対す	1を	乗じて得た額	画の変更の認定の申請に対す		1を乗じて得た額
る審査			る審査		
(6) 前各号に掲げる審査で都市14	件につき 前名	各号の手数料の	(6) 前各号に掲げる審査で都市	1件につき	前各号の手数料の

Li		1 11	1	1
	の低炭素化の促進に関する法	金額の欄に定める	の低炭素化の促進に関する法	金額の欄に定める
	律第54条第2項の規定による申	額に39の項の各号	律第54条第2項の規定による申	額に39の項の各号
	出を伴う申請に対する審査	に規定する手数料	出を伴う申請に対する審査	に規定する手数料
		の額を加算し、構造		の額を加算し、構造
		計算適合性判定を		計算適合性判定を
		併せて行う場合は、		併せて行う場合は、
		40の項の各号に規		40の項の各号に規
		定する手数料の額		定する手数料の額
		を更に加算した額		を更に加算した額
66	建築物のエネルギー消費性能の			
	向上に関する法律(平成27年法律第			
	53号)第12条第1項若しくは第2項又			
	は第13条第2項若しくは第3項の規			
	定に基づく建築物エネルギー消費			
	性能適合性判定			
	(1) 建築物のエネルギー消費性			
	能の向上に関する法律第34条			
	第3項に規定する他の建築物に			
	のいて、当該建築物が記載され			
	た同条第1項に規定する建築物			
	エネルギー消費性能向上計画			
	が同法第35条第1項の認定又は			
	同法第36条第1項の変更の認定			
	<u>を受けたことを示す書類が提</u>			
	<u>出された場合</u>			
	ア 建築物のエネルギー消費			

		Li	ı		1
性能の向上に関する法律第1					
2条第1項又は第13条第2項の					
規定による場合					
(ア) 床面積の合計(市長1件につ	き 11,000円				
が別に定める算定方法に					
よって算定したものをい					
<u>う。以下この項及び69の</u>					
項において同じ。)が300					
平方メートル未満のもの					
(イ) 床面積の合計が3001件につ	き 19,000円				
平方メートル以上500平					
<u> 方メートル以内のもの</u>					
<u>イ</u> 建築物のエネルギー消費1件につ	きアの手数料の金額				
性能の向上に関する法律第	欄に掲げる額の区				
12条第2項又は第13条第3項	分に応じ、それぞれ				
の規定による場合	当該手数料の2分の				
	1に相当する額				
(2) 建築物のエネルギー消費性					
能の向上に関する法律第12条					
第1項又は第13条第2項の規定					
による場合(前号アに掲げる場					
<u>合を除く。)</u>					
ア 建築物エネルギー消費性					
能基準等を定める省令(平成					
28年経済産業省·国土交通省					
令第1号)第1条第1項第1号イ					

Li	1		 	11			i 11
	に定める基準に適合するも						
	<u>Ø</u>						
	(ア) 床面積の合計が300 1件	につき	267,000円				
	平方メートル未満のもの						
	(イ) 床面積の合計が300 1件	につき	334,000円				
	<u>平方メートル以上500平</u>						
	<u> 方メートル以内のもの</u>						
	<u>イ</u> 建築物エネルギー消費性						
	能基準等を定める省令第1条						
	第1項第1号ロに定める基準						
	に適合するもの						
	(ア) 床面積の合計が300 1件	につき	102,000円				
	平方メートル未満のもの						
	<u>(イ)</u> 床面積の合計が300 1件	につき	130,000円				
	平方メートル以上500平						
	<u> 方メートル以内のもの</u>						
	(3) 建築物のエネルギー消費性1件	につき	前号の手数料の金				
	能の向上に関する法律第12条		額欄に掲げる額の				
	第2項又は第13条第3項の規定		区分に応じ、それぞ				
	による場合(第1号イに掲げる		れ当該手数料の2分				
	<u>場合を除く。)</u>		の1に相当する額				
67	建築物のエネルギー消費性能の		次に掲げる額を合		<u> </u>	建築物のエネルギー消費性能の	次に掲げる額を合
	向上に関する法律 <u>第34条第1項</u> の規		計した額			向上に関する法律 <u>(平成27年法律第</u>	計した額
	定に基づく建築物エネルギー消費					53号) 第29条第1項の規定に基づく	
	性能向上計画の認定の申請に対す					建築物エネルギー消費性能向上計	
	る審査					画の認定の申請に対する審査	

(1) 建築物のエネルギー消費性		(1) 建築物のエネルギー消費性	
能の向上に関する法律 <u>第35条</u>		能の向上に関する法律 <u>第30条</u>	
第1項各号に掲げる基準に適合		<u>第1項各号</u> に掲げる基準に適合	
していることを示す書類又は		していることを示す書類又は	
これに類する書類として市長		これに類する書類として市長	
が別に定める書類が提出され		が別に定める書類が提出され	
た場合		た場合	
ア 一戸建ての住宅 一の建築	& 5,000円。ただし、	ア 一戸建ての住宅 一の建	塗物 5,000円。ただし、
物につき	審査申出を併せて	につき	審査申出を併せて
	行う場合は、39の項		行う場合は、39の項
	又は40の項の各号		又は40の項の各号
	に規定する手数料		に規定する手数料
	の額を加算した額		の額を加算した額
	とする。		とする。
イ 住宅用途を含む建築物の		イ 住宅用途を含む建築物の	
住宅部分について次に掲げ		住宅部分について次に掲げ	
る区分に応じ、それぞれ次に		る区分に応じ、それぞれ次に	
定める額		定める額	
(ア) 床面積(建築物エネルーの建築	庭 11,000円。ただし、	(ア) 床面積(建築物エネル一の建	は築物 11,000円。ただし、
ギー消費性能基準等を定 物につき	審査申出を併せて	ギー消費性能基準等を定 につき	審査申出を併せて
める省令第4条第3項第2号	行う場合は、39の項	める省令(平成28年経済産	行う場合は、39の項
の規定により設計一次エ	又は40の項の各号	業省・国土交通省令第1号)	又は40の項の各号
ネルギー消費量を算出し	に規定する手数料	第4条第3項第2号の規定に	に規定する手数料
た建築物については、共用	の額を加算した額	より設計一次エネルギー	の額を加算した額
部分の床面積を除く。	とする。	消費量を算出した建築物	とする。
(イ)、次号イ並びに <u>68の項</u>		については、共用部分の床	

1.11		
	並びに <u>67の項第1号イ</u> 、第2	
	号イ及び第3号イにおいて	
	同じ。)の合計が300平方メ	
	ートル未満のもの	
23,000円。ただし、	(イ) 床面積の合計が300平一の建築物	23,000円。ただし、
審査申出を併せて	方メートル以上500平方メにつき	審査申出を併せて
行う場合は、39の項	ートル以内のもの	行う場合は、39の項
又は40の項の各号		又は40の項の各号
に規定する手数料		に規定する手数料
の額を加算した額		の額を加算した額
とする。		とする。
	ウ 非住宅用途を含む建築物	
	の非住宅部分について次に	
	掲げる区分に応じ、それぞれ	
	次に定める額	
11,000円。ただし、	(ア) 床面積の合計が300平一の建築物	11,000円。ただし、
審査申出を併せて	方メートル未満のもの につき	審査申出を併せて
行う場合は、39の項		行う場合は、39の項
又は40の項の各号		又は40の項の各号
に規定する手数料		に規定する手数料
の額を加算した額		の額を加算した額
とする。		とする。
19,000円。ただし、	(イ) 床面積の合計が300平一の建築物	31,000円。ただし、
審査申出を併せて	方メートル以上500平方メにつき	審査申出を併せて
行う場合は、39の項	ートル以内のもの	行う場合は、39の項
	又は40の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。 11,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は、39の項 又は40の項の各号 に規定する手数料 の額を加算した額 とする。 19,000円。ただし、 審査申出を併せて	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本

II I		
	又は40の項の各号	又は40の項の各号
	に規定する手数料	に規定する手数料
	の額を加算した額	の額を加算した額
	とする。	とする。
(2) 前号に掲げる場合以外で、		(2) 前号に掲げる場合以外で、
建築物エネルギー消費性能基		建築物エネルギー消費性能基
準等を定める省令第10条第2号		準等を定める省令第10条第2号
イ及び口に定める基準に適合		イ及びロに定める基準に適合
するもの		するもの
ア 一戸建ての住宅について		ア 一戸建ての住宅について
次に掲げる区分に応じ、それ		次に掲げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額		ぞれ次に定める額
(ア) 床面積の合計が200平一の建築	40,000円。ただし、	(ア) 床面積の合計が200平一の建築物40,000円。ただし、
カメートル未満のもの 物につき	 審査申出を併せて	カメートル未満のもの につき 審査申出を併せて
	 行う場合は、39の項	行う場合は、39の項
	又は40の項の各号	又は40の項の各号
	に規定する手数料	に規定する手数料
	の額を加算した額	の額を加算した額
	とする。	とする。
	44,000円。ただし、	(イ) 床面積の合計が200平一の建築物44,000円。ただし、
方メートル以上500平方メ物につき	審査申出を併せて	方メートル以上500平方メにつき 審査申出を併せて
ートル以内のもの	行う場合は、39の項	ートル以内のもの 行う場合は、39の項
	又は40の項の各号	又は40の項の各号
	に規定する手数料	に規定する手数料
	の額を加算した額	の額を加算した額
	とする。	とする。

イ 住宅用途を含む建築物の	1	イ 住宅用途を含む建築物の		
住宅部分について次に掲げ		住宅部分について次に掲げ		
る区分に応じ、それぞれ次に		る区分に応じ、それぞれ次に		
定める額		定める額		
(ア) 床面積の合計が300平一の建築	80,000円。ただし、	(ア) 床面積の合計が300平	一の建築物	80,000円。ただし、
カメートル未満のもの 物につき	審査申出を併せて	方メートル未満のもの	につき	
	行う場合は、39の項			
	又は40の項の各号			 又は40の項の各号
	に規定する手数料			に規定する手数料
	の額を加算した額			の額を加算した額
	とする。			とする。
(イ) 床面積の合計が300平一の建築	135,000円。ただし、	(イ) 床面積の合計が300平	一の建築物	135,000円。ただし、
方メートル以上500平方メ物につき	審査申出を併せて	方メートル以上500平方メ	につき	審査申出を併せて
ートル以内のもの	行う場合は、39の項	ートル以内のもの		行う場合は、39の項
	又は40の項の各号			又は40の項の各号
	に規定する手数料			に規定する手数料
	の額を加算した額			の額を加算した額
	とする。			とする。
(3) 第1号に掲げる場合以外で、		(3) 第1号に掲げる場合以外で、		
建築物エネルギー消費性能基		建築物エネルギー消費性能基		
準等を定める省令第10条第1号		準等を定める省令第10条第1号		
イ(1)及びロ(1)に定める基準		イ(1)及びロ(1)に定める基準		
に適合する非住宅用途を含む		に適合する非住宅用途を含む		
建築物の非住宅部分について		建築物の非住宅部分について		
次に掲げる区分に応じ、それぞ		次に掲げる区分に応じ、それぞ		
れ次に定める額		れ次に定める額		

ア 床面積の合計が300平方ス	一の建築	267,000円。ただし、	ア 床面積の合計が300平方メ	一の建築物	267,000円。ただし、
ートル未満のもの	物につき	審査申出を併せて	ートル未満のもの	につき	審査申出を併せて
		行う場合は、39の項			行う場合は、39の項
		又は40の項の各号			又は40の項の各号
		に規定する手数料			に規定する手数料
		の額を加算した額			の額を加算した額
		とする。			とする。
イ 床面積の合計が300平方/	マーの建築	334,000円。ただし、	イ 床面積の合計が300平方メ	一の建築物	<u>432,000円</u> 。ただし、
ートル以上500平方メートル	物につき	審査申出を併せて	ートル以上500平方メートル	につき	審査申出を併せて
以内のもの		行う場合は、39の項	以内のもの		行う場合は、39の項
		又は40の項の各号			又は40の項の各号
		に規定する手数料			に規定する手数料
		の額を加算した額			の額を加算した額
		とする。			とする。
(4) 第1号に掲げる場合以外で	`		(4) 第1号に掲げる場合以外で、		
建築物エネルギー消費性能基			建築物エネルギー消費性能基		
準等を定める省令第10条第1号	<u>1.</u> 7		準等を定める省令第10条第1号		
イ(2)及びロ(2)に定める基準			イ(2)及びロ(2)に定める基準		
に適合する非住宅用途を含む			に適合する非住宅用途を含む		
建築物の非住宅部分について			建築物の非住宅部分について		
次に掲げる区分に応じ、それる	~		次に掲げる区分に応じ、それぞ	2	
れ次に定める額			れ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方ス	一の建築	102,000円。ただし、	ア 床面積の合計が300平方メ	一の建築物	102,000円。ただし、
ートル未満のもの	物につき	審査申出を併せて	ートル未満のもの	につき	審査申出を併せて
		行う場合は、39の項			行う場合は、39の項
		又は40の項の各号			又は40の項の各号

	に規定する手数料		に規定する手数料
	の額を加算した額		の額を加算した額
	とする。		とする。
イ 床面積の合計が300平方メーの建築	130,000円。ただし、	イ 床面積の合計が300平方メーの建	築物 <u>171,000円</u> 。ただし
ートル以上500平方メートル物につき	審査申出を併せて	ートル以上500平方メートルにつき	審査申出を併せて
以内のもの	行う場合は、39の項	以内のもの	行う場合は、39の
	又は40の項の各号		又は40の項の各号
	に規定する手数料		に規定する手数料
	の額を加算した額		の額を加算した額
	とする。		とする。
(5) 建築物のエネルギー消費性一の建築	前各号の手数料の	(5) 建築物のエネルギー消費性一の建	築物前各号の手数料の
能の向上に関する法律第36条 物につき	金額欄に掲げる額	能の向上に関する法律第31条につき	金額欄に掲げる額
<u>第1項</u> の規定に基づく建築物エ	の区分に応じ、それ	第1項の規定に基づく建築物エ	の区分に応じ、そ
ネルギー消費性能向上計画の	ぞれ当該手数料の	ネルギー消費性能向上計画の	ぞれ当該手数料の
変更の認定の申請に対する審	金額の2分の1に相	変更の認定の申請に対する審	金額の2分の1に相
查	当する額。ただし、	查	当する額。ただし
	審査申出を併せて		審査申出を併せて
	行う場合は、39の項		行う場合は、39の
	又は40の項の各号		又は40の項の各号
	に規定する手数料		に規定する手数料
	の額を加算した額		の額を加算した額
	とする。		とする。
(6) 前号に掲げる場合で新たに一の建築	第1号から第4号ま	(6) 前号に掲げる場合で新たに一の建	築物第1号から第4号ま
他の建築物が追加された場合 物につき	でに掲げる手数料	他の建築物が追加された場合 につき	でに掲げる手数料
	の額。ただし、審査		の額。ただし、審
	申出を併せて行う		申出を併せて行う

			場合は、39の項又は 40の項の各号に規				場合は、39の項又は 40の項の各号に規
			定する手数料の額				定する手数料の額
			を加算した額とす				を加算した額とす
			る。				る。
68	■ 建築物のエネルギー消費性能の		<u>。</u> 次に掲げる額を合	67	建築物のエネルギー消費性能の		<u>る。</u> 次に掲げる額を合
	向上に関する法律第41条第1項の規		計した額		向上に関する法律第36条第1項の規		計した額
	定に基づく建築物エネルギー消費		H		定に基づく建築物エネルギー消費		HT O / CHA
	性能に係る認定の申請に対する審				性能に係る認定の申請に対する審		
	查				查		
	(1) 建築物のエネルギー消費性				(1) 建築物のエネルギー消費性		
	能の向上に関する法律第2条第				能の向上に関する法律第2条第		
	3号に掲げる基準に適合してい				3号に掲げる基準に適合してい		
	ることを示す書類又はこれに				ることを示す書類又はこれに		
	類する書類として市長が別に				類する書類として市長が別に		
	定める書類が提出された場合				定める書類が提出された場合		
		1件につき	5,000円			 1件につき	5,000円
	イ 住宅用途を含む建築物の	,,,	,		イ 住宅用途を含む建築物の		
	住宅部分について次に掲げ				住宅部分について次に掲げ		
	る区分に応じ、それぞれ次に				る区分に応じ、それぞれ次に		
	定める額				定める額		
	(ア) 床面積の合計が300平	1件につき	11,000円		(ア) 床面積の合計が300平	1件につき	11,000円
	方メートル未満のもの	11110 - C	11, 00013		方メートル未満のもの	11110 2 0	11, 000, 3
	(イ) 床面積の合計が300平	1件につき	23,000円		(イ) 床面積の合計が300平	1件につき	23,000円
	方メートル以上500平方メ		20, 000 1		方メートル以上500平方メ		20, 00011
	ートル以内のもの				ートル以内のもの		

ウ 非住宅用途を含む建築物		ウ 非住宅用途を含む建築物	
の非住宅部分について次に		の非住宅部分について次に	
掲げる区分に応じ、それぞれ		掲げる区分に応じ、それぞれ	
次に定める額		次に定める額	
(ア) 床面積の合計が300平1件につき	至 11,000円	(ア) 床面積の合計が300平1件につき	11,000円
方メートル未満のもの		方メートル未満のもの	
(イ) 床面積の合計が300平1件につき	19,000円	(イ) 床面積の合計が300平1件につき	31,000円
方メートル以上500平方メ		方メートル以上500平方メ	
ートル以内のもの		ートル以内のもの	
(2) 前号に掲げる場合以外で、		(2) 前号に掲げる場合以外で、	
建築物エネルギー消費性能基		建築物エネルギー消費性能基	
準等を定める省令第1条第1項		準等を定める省令第1条第1項	
第2号イ(1)及びロ(1)に定める		第2号イ(1)及びロ(1)に定める	
基準に適合するもの		基準に適合するもの	
ア 一戸建ての住宅について		ア 一戸建ての住宅について	
次に掲げる区分に応じ、それ		次に掲げる区分に応じ、それ	
ぞれ次に定める額		ぞれ次に定める額	
(ア) 床面積の合計が200平1件につき	40,000円	(ア) 床面積の合計が200平1件につき	40,000円
方メートル未満のもの		方メートル未満のもの	
(イ) 床面積の合計が200平1件につき	44,000円	(イ) 床面積の合計が200平1件につき	44,000円
方メートル以上500平方メ		方メートル以上500平方メ	
ートル以内のもの		ートル以内のもの	
イ 住宅用途を含む建築物の		イ 住宅用途を含む建築物の	
住宅部分について次に掲げ		住宅部分について次に掲げ	
る区分に応じ、それぞれ次に		る区分に応じ、それぞれ次に	
定める額		定める額	

80,000円	71件につき	(ア) 床面積の合計が300平	80,000円	(ア) 床面積の合計が300平1件につき
		方メートル未満のもの		方メートル未満のもの
135,000円	71件につき	(イ) 床面積の合計が300平	135,000円	(イ) 床面積の合計が300平1件につき
	₹	方メートル以上500平方メ		方メートル以上500平方メ
		ートル以内のもの		ートル以内のもの
	,	(3) 第1号に掲げる場合以外で、		(3) 第1号に掲げる場合以外で、
		建築物エネルギー消費性能基		建築物エネルギー消費性能基
		準等を定める省令第1条第1項		準等を定める省令第1条第1項
	<u>1</u> .	第2号イ(2)及びロ(2)又は同号		第2号イ(2)及びロ(2)又は同号
		イ(3)及びロ(3)に定める基準		イ(3)及びロ(3)に定める基準
		に適合するもの		に適合するもの
		ア 一戸建ての住宅について		ア 一戸建ての住宅について
	ı	次に掲げる区分に応じ、それ		次に掲げる区分に応じ、それ
		ぞれ次に定める額		ぞれ次に定める額
20,000円	71件につき	(ア) 床面積の合計が200平	20,000円	(ア) 床面積の合計が200平1件につき
		方メートル未満のもの		方メートル未満のもの
22,000円	71件につき	(イ) 床面積の合計が200平	22,000円	(イ) 床面積の合計が200平1件につき
	₹	方メートル以上500平方メ		方メートル以上500平方メ
		ートル以内のもの		ートル以内のもの
		イ 住宅用途を含む建築物の		イ 住宅用途を含む建築物の
		住宅部分について次に掲げ		住宅部分について次に掲げ
	2	る区分に応じ、それぞれ次に		る区分に応じ、それぞれ次に
		定める額		定める額
38,000円	レ1件につき	(ア) 床面積(建築物エネル	38,000円	(ア) 床面積(建築物エネル1件につき
		ギー消費性能基準等を定		ギー消費性能基準等を定
	<u>1</u>	める省令第1条第1項第2号		める省令第1条第1項第2号

イ(3)及びロ(3)の規定に より基準への適合を確認 した建築物については、共		イ(3)及びロ(3)の規定に より基準への適合を確認 した建築物については、共	
用部分の床面積を除く。		用部分の床面積を除く。	
(イ)において同じ。)の合		(イ)において同じ。)の合	
計が300平方メートル未満		計が300平方メートル未満	
のもの		のもの	
(イ) 床面積の合計が300平1件につき	き 66,000円	(イ) 床面積の合計が300平1件につき	66,000円
方メートル以上500平方メ		方メートル以上500平方メ	
ートル以内のもの		ートル以内のもの	
(4) 第1号に掲げる場合以外で、		(4) 第1号に掲げる場合以外で、	
建築物エネルギー消費性能基		建築物エネルギー消費性能基	
準等を定める省令第1条第1項		準等を定める省令第1条第1項	
第1号イに定める基準に適合す		第1号イに定める基準に適合す	
る非住宅用途を含む建築物の		る非住宅用途を含む建築物の	
非住宅部分について次に掲げ		非住宅部分について次に掲げ	
る区分に応じ、それぞれ次に定		る区分に応じ、それぞれ次に定	
める額		める額	
ア 床面積の合計が300平方メ1件につき	き 267,000円	ア 床面積の合計が300平方メ1件につき	267,000円
ートル未満のもの		ートル未満のもの	
イ 床面積の合計が300平方メ1件につき	334,000円	イ 床面積の合計が300平方メ1件につき	432,000円
ートル以上500平方メートル		ートル以上500平方メートル	
以内のもの		以内のもの	
(5) 第1号に掲げる場合以外で、		(5) 第1号に掲げる場合以外で、	
建築物エネルギー消費性能基		建築物エネルギー消費性能基	
準等を定める省令第1条第1項		準等を定める省令第1条第1項	

	第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額ア床面積の合計が300平方メ1件	こ につき	102, 000円	第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の 非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メ1件につき	102,000円
	ートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メ1件 ートル以上500平方メートル 以内のもの	こにつき	130,000円	ートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メ1件につき ートル以上500平方メートル 以内のもの	171,000円
69	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行規則(平成28 年国土交通省令第5号)第11条の規 定に基づく軽微な変更に該当して いることを証する書面の交付の申 請に対する審査 (1) 建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律第34 条第3号に規定する他の建築 物について、当該建築物が記 載された同条第1項に規定す る建築物エネルギー消費性能 向上計画が同法第35条第1項 の認定又は同法第36条第1項 の変更の認定を受けたことを 示す書類が提出された場合				

	1.11	l	ı	İ
ア 床面積の合計が300平方メ1件につき	5,500円			
<u>ートル未満のもの</u>				
<u>イ</u> 床面積の合計が300平方メ1件につき	9,500円			
ートル以上500平方メートル				
以内のもの				
<u>(2)</u> 前号に掲げる場合以外で、				
建築物エネルギー消費性能基				
準等を定める省令第1条第1項				
第1号イに定める基準に適合す				
360				
 ア 床面積の合計が300平方メ1件につき	133,500円			
ー トル未満のもの				
	167,000円			
ートル以上500平方メートル				
以内のもの				
(3) 第1号に掲げる場合以外				
で、建築物エネルギー消費性				
能基準等を定める省令第1条				
第1項第1号ロに定める基準に				
適合するもの				
ア 床面積の合計が300平方メ1件につき	51,000円			
一トル未満のもの	51, 000 1			
<u>ードル未偏のもの</u> <u>イ</u> 床面積の合計が300平方メ1件につき	65 000 H			
	65,000円			
ートル以上500平方メートル				
以内のもの				